

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-3 グレース竹和武番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>



9月2日より 記帳確認指導会 を開催いたします！

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認いたします。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会に是非お越しください。

特に次に該当する方は必ずお越しください。

- 10万円以上の資産（車、建物、設備、備品等）を買い替え又は新たに取得した方
- 青色申告決算書の作成方法がわからない方や確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- 合計残高試算表が合わない方
- 消費税（インボイス）に対応した記帳について不安のある方
- 今年初めて青色申告をする方、新しく入会された方
- 今年から会計ソフトブルーリターンAで記帳をする方

* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和6年上半期分と令和5年全期分）
5. 経理処理がわからない取引がある場合は、その関係資料（車両購入時の注文書、売上明細書等）

確定申告時に優先予約を受けたい人 必見！

記帳確認指導会（9月～）と決算準備指導会（12月～）にご参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることができます。



問

私は、適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）です。この度、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなりましたが、「消費税課税事業者届出書」の提出は必要でしょうか。

答



「消費税課税事業者届出書」は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となることから、ご質問のように、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間（登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限り。）については、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を行った場合と同様（注）に、「消費税課税事業者届出書」を提出しなくて差し支えありません。

（注）「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者においても、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「消費税課税事業者届出書」は提出しなくて差し支えないこととされています。

国税庁ホームページではお問合せが多いご質問などを随時更新し掲載しています。消費税インボイス制度に関することは「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

着任のごあいさつ



神奈川税務署長

金子 彰 宏

立秋の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により東京国税局調査第一部国際調査課長から転任してまいりました金子でございます。前任の松下同様、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

仲戸川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、記帳確認や決算準備の指導会などを開催され、日頃から会員の皆様方への指導・啓発に熱心に取り組んでいただいております。これらの会活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことができない大きな役割を果たすものであり、心から敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

また、令和5年分確定申告では、青色コーナーの運営をはじめ、税理士会による無料申告相談の受付業務や会員の皆様のe-Taxによる申告など多方面にわたり多大なるご支援とご協力を賜りまし

た。加えて、消費税のインボイス制度導入後初めての申告でもありましたが、お陰をもちまして大きな混乱もなく無事に終了することができました。これもひとえに皆様方のご支援とご協力の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

引き続きインボイス制度の定着に向けて登録の考え方などを個別にご案内する「登録要否相談会」を継続し、事業者の皆様へ寄り添った丁寧な対応をしてまいりますので、今後ともお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

なお、令和6年分の所得税につきましては、「定額減税」が実施されております。源泉徴収義務者の皆様におかれましては、月々の源泉徴収や年末調整といった従来からの事務に加えてご対応いただくこととなり、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会のご発展、会員の皆様方の益々のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事動 神奈川税務署 関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当

サ トウ マサ ヒコ 佐藤 政彦

①秋田県 ②ジムで体を動かすこと ③皆様と意見交換しながら、緊密な協関係の構築に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。



総務課長

モリ ナガ キヨ ノリ 森 永 清 則

①福井県 ②日帰り温泉巡り ③明るく風通しよくをモットーに頑張ります。よろしく申し上げます。



Table with columns: 役職, 新任者 (氏名, 前任地), 前任者 (氏名, 発令地). Rows include: 署長 (金子彰宏, 松下滋春), 個人担当副署長 (佐藤政彦, 佐藤実花), 法人担当副署長 (一ノ瀬新志, 一ノ瀬新志), 総務担当副署長 (岡部博昭, 田中尚), 総務課長 (森永清則, 加藤芳郎), 個人課税第1統括官 (永富常雄, 辻野圭亮), 個人課税指導上席 (菅由美子, 菅由美子).

個人課税第1部門 統括官

ナガ トミ ツネ オ 永 富 常 雄

①神奈川県 ②釣り ③様々な機会を通じて会活動を盛り上げます!



個人課税第1部門 指導担当上席

スガ ユ ミ コ 菅 由 美 子

①秋田県 ②おいしいお酒とスイーツのお店を探すこと ③1年間健康に過ごしたいと思います。



**インボイス登録事業者の方（適格請求書発行事業者）
または、前々年の課税売上高が1,000万円を超えた方
正しく消費税に対応した記帳をしていますか？**



消費税額を正しく計算するためには、日常の取引を記帳するときに、その取引が課税取引のうち標準税率（10%）の対象なのか軽減税率（8%）の対象なのか、非課税取引なのか、あるいは不課税取引（課税対象外取引）なのかを区分して記録しておく必要があります。（以下の記載例は税込経理方式を採用しています。）

一般課税の場合

- 【設例】**
- ①本日の現金売上 飲食料品 ￥16,200 日用品 ￥10,450
 - ②ビール券を販売 ￥5,600
 - ③〇〇商店（インボイス発行事業者以外の者）から現金で仕入れ
飲料品 ￥31,320 日用品 ￥12,100
 - ④接待交際費 A社へ祝金 ￥30,000

【記載例（税込）：現金出納帳】 ※は軽減税率対象 ★はインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除対象）

○年 月日	摘要		入金		出金		現金 残高
			現金売上	その他	現金仕入	その他	
							48,350
8	1	売上					
							48,350
		飲食料品（課） ※	16,200				64,550
〃	〃	売上					
		日用品（課）	10,450				75,000
〃	〃	売上					
		ビール券販売（非）	5,600				80,600
8	2	仕入					
		〇〇商店から仕入 飲料品（課） ※★			31,320		49,280
〃	〃	仕入					
		〇〇商店から仕入 日用品（課） ★			12,100		37,180
〃	〃	接待交際費					
		A社へ祝金（不）				30,000	7,180

実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄等に、（課）、（非）、（不）又は○・×・△と記載するような工夫をするとよいでしょう。尚、軽減税率の対象となる取引については、帳簿の摘要欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等に「※は軽減税率対象」などと記載します。また、インボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経費）を区分して記帳する必要があります。

※現金出納帳の他、売上帳や経費帳等にも区分記載をしましょう。

簡易課税の場合

- 【設例】**
- ①本日の現金小売（第二種事業） 飲食料品 ￥28,080 日用品 ￥11,220
 - ②加工品の現金売上（第三種事業） ￥4,320

【記載例（税込）：現金出納帳】 ※は軽減税率対象

○年 月日	摘要		入金		出金		現金 残高
			現金売上	その他	現金仕入	その他	
							39,080
8	1	売上					
		飲食料品（課・二） ※	28,080				67,160
〃	〃	売上					
		日用品（課・二）	11,220				78,380
〃	〃	売上					
		加工品売上（課・三） ※	4,320				82,700

簡易課税の場合は実際の課税仕入等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額算出する制度です。実際の記帳の際には、帳簿の摘要欄等に、第一種事業を「一」、第二種事業を「二」、第三種事業を「三」、第四種事業を「四」、第五種事業を「五」、第六種事業を「六」などと記載するような工夫をするとよいでしょう。また、軽減税率の対象となる売上の場合、「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等に「※は軽減税率対象」などと記載します。尚、2種類以上の事業を営む事業者が、売上を事業の種類ごとに区分していない場合は、当該事業に係る「みなし仕入率」のうち最も低い事業の「みなし仕入率」で消費税額を計算することになりますので、ご注意ください。

個人事業税納付期限のお知らせ

個人事業税第1期分

納付期限 令和6年9月2日(月)

[第2期分 納付期限 令和6年12月2日(月)]

県から送付される納税通知書によって、本年は、9月2日(月)と12月2日(月)の2回に分けて納めることになっています。

個人事業税とは…個人事業主で法定業種に該当する方が対象となります。

税額の計算は…

(前年の事業から生じる所得金額※

－損失の繰越控除等の額－事業主控除額290万円)

× 標準税率 = 税額

※前年の事業から生じる所得金額は青色申告特別控除を差し引く前の金額になります。また一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合も課税対象となります。

－詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。－

9月の港北出張所開設日 (月曜日開設)

●開設日

9月 2日(月)・9日(月)・30日(月)

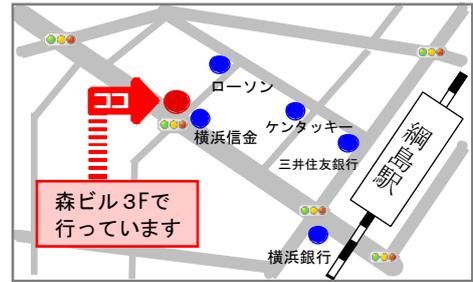
●相談受付時間

10時～11時・13時～14時

●電話番号

070-5593-2028

(開設日以外はつながりません)



お悩みの問題を弁護士に相談してみませんか？

無料法律相談会

■以下の例をはじめ様々な法律相談に
どうぞお気軽にご利用ください。

遺言・相続、損害賠償、不動産賃貸トラブル(家賃滞納、立退き等)債務整理、債権回収 など

●日 程 10月1日(火)

●会 場 事務局

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

事前にお電話いただきますようお願いいたします。

※上記日程以降12月にも開催いたします。

私たちがご相談に応じます。



弁護士 池田 賢史



弁護士 津久井 啓貴

※業務の都合により当日担当する弁護士を事前にお知らせすることはできませんのでご了承ください。

税理士による

無料税務相談会

(毎月第1火曜日)

■以下の税務にまつわる相談などにご利用ください。

相続・生前贈与、土地・建物の譲渡、株式の譲渡、法人化検討、事業承継 など

●日 程 10月1日(火)

●会 場 事務局

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

●会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は

9月26日(木)

です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さいますようお願いいたします。
なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承ください。

